

モビリティデータ等の活用による地域交通サービスの課題分析及び対策検討支援業務委託仕様書

1. 業務名称

モビリティデータ等の活用による地域交通サービスの課題分析及び対策検討支援業務

2. 業務概要

(1) 業務実施期間

業務締結日から令和8年3月31日まで

(2) 業務目的

福岡県では、公共交通の利用者減少や運転士不足等に伴い地域公共交通の維持・確保が厳しさを増す中、住民の移動実態に応じた最適な公共交通網を形成するため、各種移動データを活用した課題の分析、対策の検討を行う「データ利活用」事業に取り組んでいる。

データ利活用の実施にあたっては、地域に導入されている各交通モード（鉄道、路線バス、コミュニティバス（AI オンデマンド交通を含む）、タクシー、シェアサイクル等）の利用実態を詳細に把握したうえで、地域住民の移動実態や移動に係る意向と合わせて分析し、その結果を行政や交通事業者等の関係者で共有して、運行内容の改善について議論したり、利用促進策を検討したりすることが重要である。

また、現状のコミュニティバスは単独の基礎自治体のみで運行されているケースが多い一方、住民の生活上の移動範囲は必ずしも自治体の行政区画内で完結していない。このため、現行のコミュニティバスは住民の移動ニーズを十分満たせない可能性があり、複数自治体からなる一定のエリアで交通網を検討する必要がある。

本事業においては、上記の取組を通じて、対象地域における各交通モードの役割分担を具体的に整理し、必要な施策を検討することにより、エリア内の公共交通の最適化を目指す。

また、本事業の実施によって、データ利活用のモデルケースを構築し、次年度以降、県内各地域への横展開を図ることにより、県内市町村の交通政策立案におけるデータ利活用の導入と定着を目指す。

(3) 対象地域

本事業の対象地域は、以下の2エリアとする。

①JR 香椎線沿線エリア

宇美町、志免町、須恵町、粕屋町

②JR 篠栗線沿線エリア

篠栗町、粕屋町

(4) 業務内容

対象地域「①JR 香椎線沿線エリア」「②JR 篠栗線沿線エリア」ごとに下記業務を実施する。

① 計画書作成及び進捗管理

本事業における全体工程、作業タスク、県、町、交通事業者等関係者の役割分担等をまとめた計画書を作成し、進捗管理を行う。計画書については、県と協議の上決定する。また、計画に変更が生じた際には随時計画書を変更する。

② 対象地域における関係者が抱える課題の洗い出し

対象地域における既存の地域公共交通計画の分析や、町や関係交通事業者等に対して、ヒアリング等を行うことにより、地域における関係者が認識する課題を洗い出すこと。ヒアリングの内容は、個別に議事概要を作成するものとし、洗い出した課題は資料として分かりやすく整理すること。ヒアリング先やヒアリング内容等の詳細は受託後に県と調整の上決定する。

③ 分析に必要なデータの洗い出し

②を踏まえ、本業務の目的の達成に必要なとなるデータの種類の洗い出し、交通事業者等から取得するデータの特定を行うこと。対象データは下記を想定しているが、取得するデータの範囲や利用データの対象期間を含む詳細は受託後に県と調整の上、決定する。

(ア) 鉄道、路線バスに係る運行データ、IC カードデータ

(イ) 定時定路線コミュニティバス及び福祉バスに係る運行データ、利用データ

(ウ) AI オンデマンド交通に係る利用データ (アプリデータ、IC カードデータ等)

(エ) シェアサイクルに係る利用データ

(オ) タクシーに係る利用データ

(カ) 人流データ

(キ) その他分析に必要なデータ

④ データの取得・加工

データを保有する事業者に対し、事業の目的、データの活用方法、取り扱い方法等必要な事項を説明の上、事業目的達成のために必要となるデータの詳細を事業者と調整し、データを取得する。データの取得にあたっては、国土交通省が運用する Web サイト「MOBILITY UPDATE PORTAL」に掲載されている「データ共有に関する覚書サンプル」を参考に、県、関係町、交通事業者、受託事業者によるデータ共有に関する覚書を作成し、締結するよう取り計らうこと。

なお、本業務の目的の達成に必要なとなる運行データ等を事業者が保有していない場合は、受注者において、実地調査等の方法により計測・集計等を行い、必要なデータを取得することとする。

⑤ 住民移動ニーズの把握

対象地域の住民の移動ニーズを把握すること。特に、町域を跨ぐ移動ニーズについて重点的に把握すること。把握にあたっては、対象エリアの各町において過去に実施された住民移動ニーズを把握するアンケート調査等について資料を収集、分析し、必要に応じて追加で住民に対するアンケート調査等を実施すること。

⑥ データの分析、可視化

BI ツール等を活用し、取得・加工したモビリティデータ、人流データ、住民移動ニーズに係るデータ、その他分析に必要なデータ及び県や対象地域内の町が保有するデータ等を組み合わせて分析し、可視化する。分析結果の提示にあたっては、活用したデータを具体的に明示した上で、分析の考え方や過程等を分かりやすく示すこと。分析内容は下記を想定しているが、詳細は受託後に県、対象地域内の町や関係交通事業者と調整を行い、決定する。

- (ア) 移動の出発地・目的地の分布状況の把握
- (イ) 移動者の特性に応じた交通機関選択等の交通行動に係る分析
- (ウ) 交通空白の実態
- (エ) 交通サービスの供給と住民移動ニーズのギャップ
- (オ) 各交通モードの役割分担の整理
- (カ) 町域に限らないコミュニティバスの最適な路線、エリア設定

⑦ データを用いた施策検討の支援

県及び対象地域内の町、交通事業者等による協議の場を設定し、上記のデータ分析結果を提供するとともに、必要かつ効果的な施策の案を提案すること。施策の提案にあたっては、対象地域内の町の既存の地域公共交通計画の内容を十分踏まえること。

協議参加者及び実施回数については県と協議の上決定するものとする。エリア内の公共交通の最適化に向けて有効と考えられる施策の案について、優先順位をつけて整理することを最終アウトプットとする。また、施策の効果検証方法についても議論するものとする。

⑧ モデルケースの構築に向けた支援

本事業をモデルケースとして対象地域外の市町村や交通事業者等が参考とできるよう、交通事業者からのデータ取得、データの取扱いに係る関係者間での取り決め、関係市町村間の調整に係る留意点等について、本事業の実施プロセスにおいて得た知見をまとめること。

⑨ その他

本事業において受託事業者が参加した、関係者との協議については、実施後 3 営業日以内に協議概要案を作成のうえ、当該協議参加者に内容確認を行い、内容を確定させること。

受託者は、地域公共交通や交通工学等の分野において研究実績のある有識者等への意見聴取を行い、聴取内容を参考に、本業務の遂行にあたるものとする。なお、有識者の選定にあたっては、発注者と協議するものとする。

3. 成果品

(1) 成果品

成果品は以下の表に定めるものとする。なお、本業務で得られた成果品は県に帰属する。

No	項目	規格等	数量
1	分析結果を含む実施報告書	PPT/WORD/EXCEL形式	1 部

(2) 納入場所

福岡県企画・地域振興部交通政策課（福岡市博多区東公園7番7号）

(3) 秘密の保持

本業務に関し、受注者が本県から受領し、又は閲覧した資料等は、県の下知なく公表し、又は使用してはならない。また、本業務に関し、本業務で知り得た県の業務上の秘密を保持しなければならない。

4. 特記事項

委託業務契約書及びこの仕様書に記載のない事項については、受注者と福岡県交通政策課が協議し、決定する。